

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	高島市
4. 届出番号	25
5. 独自利用事務の事例番号	120-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1492064773221/index.html">http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1492064773221/index.html</a>

執行機関名 高島市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高島市不育症治療費助成金交付要綱(平成25年高島市告示第85号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高島市個人番号の利用に関する条例 別表第2 第23の項 高島市不育症治療費助成金交付要綱(平成25年高島市告示第85号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病患者に対する医療費等に関する法律第六条	高島市不育症治療費助成金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	難病患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	この要綱は、不育症治療等を受けた夫婦の経済的負担を軽減し、その治療費の一部を助成する。
⑦独自利用事務の関連規範		高島市不育症治療費助成金交付要綱